

## 別記様式2

平成 21 年度 秋田森林管理署公共工事契約状況

分任支出負担行為担当官  
秋田森林管理署長 亀田 哲郎 印

工事番号	工事名称	工事場所	工期	工事種別	工事概要	入札及び契約方式	予定価格
	真木林道改良工事	秋田県大仙市太田町太田 字真木山国有林地内ほか	平成21年11 月30日まで	林道工事	落石防止網工 122m	一般競争入札 (簡易型総合評価落札方式)	11,295,000円
					工事着手の時期	工事完成の時期	調査基準価格
					平成21年7月	平成21年11月	9,026,050円

入札者及び落札者の商号又は名称、入札及び落札金額 別紙様式1 入札筆記書のとおり

契約の相手方の商号又は名称及び住所 秋田県横手市前郷二番町7番13号  
横手建設(株) 代表取締役 武茂 広行契約月日 平成21年 8月 7日  
契約金額 9,439,500円当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらのうち当該競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由  
別紙様式2 競争参加資格確認結果通知書のとおり

予決令第73条の規定により一般競争に参加する者に必要な資格をさらに定め、その資格を有する者により当該競争を行わせた場合における当該資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は、被補佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 秋田県内に建設業法に定める本社、支店又は営業所を有すること。また、経常建設共同企業体として本競争に参加を希望する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (3) 東北森林管理局における「土木一式工事」に係る一般競争参加資格者でD等級又はC等級の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (4) 会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く)でないこと。
- (5) 平成6年4月1日以降(過去15年間)に、元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)なお、森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評点が65点未満のものは実績として認めない。経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。  
同種工事 : 林道関係事業における新設・改良・災害復旧工事
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。
  - ① 1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者又は、次のいずれかに該当する者。
    - ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者。

- ・技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。))又は建設部門又は農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。))又は総合技術部門(選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「林業－森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
- ・これらと同等の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- ②平成6年4月1日以降(過去15年間)に、上記(5)に掲げる同種の工事の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)なお、森林管理局・署等発注の工事であつ、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評点が65点未満のものは実績と認めない。
- ③監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ④主任技術者又は管理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に3ヶ月以上ある者。
- ⑤経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち1人が上記の要件を満たしていること。
- (7) 技術提案書の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 各森林管理局・署等が発注した森林土木工事で次のすべての事項を満たしていること。
  - ①平成19年度から平成20年度まで(過去2年間)に完成・引渡し完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でないこと。
  - ②平成21年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した工事がある場合においては、当該工事成績評定点が65点未満でないこと。
  - ③経常建設共同企業体にあつては、当該経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該経常建設共同企業体
- (9) 上記1に示した本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。(入札説明書参照)
- (11) 次の事項に該当しない者であること。
  - ①不誠実な行為の有無  
請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。
  - ②経営状況  
手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。
  - ③安全管理の状況  
事故等に基づく指名停止、労働基準監督署から指導があり改善を行っていない等。
  - ④労働福祉の状況  
賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。
- (12) 当該工事の施工計画に係る技術提案書が適正であること。  
その記載内容が適正でない(未記載を含む)又は未提出の場合は入札参加を認めない。
- (13) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知)に基づき、警察当局から、当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団が、実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

予決令第86条第1項(予決令第98条を準用する。)の規定により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査した場合における当該調査から落札者の決定までの経緯

別紙調査書のとおり

予決令第91条第2項の規定により価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由  
当該工事の入札は価格とその他の条件を総合的に評価する総合評価落札方式により執行し、価格と施工計画、施工実績、配置予定技術者の能力、地域精通度等の条件を総

合的に評価し国にとって最も有利である者を落札者として決定した。

○予定価格及び調査基準価格は、消費税及び地方消費税を除いたものである。







# 積算内訳書

工事名

真木林道改良工事

---

工事場所

秋田県大仙市太田町太田字真木山国有林2154林班いほか

東 北 森 林 管 理 局  
秋 田 森 林 管 理 署

## 工 事 総 計 表

種 別	名 称	請 負 費	直 営 費	計	摘 要
直接工事費	土工費	6,851,000		6,851,000	工事費内訳書のとおり
	排水工費				
	橋梁工費				
	計	6,851,000		6,851,000	
間接工事費	間接工事費	3,076,000		3,076,000	共通仮設費算定書のとおり
	計				
工事原価		9,927,000		9,927,000	
一般管理費	一般管理費等	1,368,000		1,368,000	一般管理費算定書のとおり
	計				
工事価格		11,295,000		11,295,000	
消費税相当額	消費税相当額	564,750		564,750	
	計				
雑 費	直営経費				
	計				
	総 計	11,859,750		11,859,750	



秋田森林管理署 1号物件（一番札：横手建設（株））  
調査基準価格を下回る価格に関する事情聴取・関係機関への照会等調査書

業務内容 (工事名)	林道事業 (真木林道改良工事)	工事規模	11,859,750 円 (税込み)
入札年月日	平成 21 年 7 月 2 日	入札方法	一般競争入札 簡易型総合評価 (等級 D)
入札参加者数	6 社		
調査基準価格 構成率 (%)	9,026,050 円(税抜き) 80 % 直接工事費 (61) 共通仮設費 (8) 現場管理費 (19) 一般管理費 (12)		
全入札者の入札価格及び入札価格率 (入札価格 / 予定価格)			
横手建設(株)	8,990,000 円	79.6 %	
(株)山脇組	10,350,000 円	91.6 %	
(株)小松組	10,500,000 円	93.0 %	
(株)アイビック秋田支店	11,000,000 円	97.4 %	
高進建設(株)	11,280,000 円	99.9 %	
(株)畠山建設工業	10,800,000 円	95.6 %	
調査対象者の価格構成率 直接工事費 (61) 共通仮設費 (8) 現場管理費 (19) 一般管理費 (12)			
調査対象者	横手建設(株)		
調査年月日	平成 21 年 7 月 3 日～平成 21 年 7 月 27 日		
1 事情聴取			
ア その価格により入札した理由			
<p>①当該工事施工地域では、昭和 30 年代より国有林野事業の林道・治山工事を施工してきており、地域の施工条件等を熟知しているとともに、昨年度も秋田森林管理署発注の類似工事を受注しており、良好な施工が可能である。</p> <p>②当該工事現場へは、本社及び資材倉庫から約 40 km、車で 45 分程度の位置にあることから、事業の管理や緊急時の対応も敏速にできる。</p> <p>③使用する資材及び機械等について、自社保有のもの以外は購入及びリース対応とするが、相手方とは長年にわたり協力会社として取引を行っており、これまでの実績及び信用があることから、適正な品質及び価格等に最大限の協力を得ることができる。</p> <p>④本工事では、社内検査員が購入検査・試験、工程内検査・試験、段階確認、中間技術検査、及び最終検査・試験など、各段階において行うことにより、品質の確保と施工管理を確実に行う。</p>			

以上の理由から、企業努力による経費の縮減を図りつつ適正な品質を確保し、かつ施工管理・安全管理にも十分配慮した工事を実施できると判断した。

イ 契約対象工事付近における手持工事の状況

秋田森林管理署が発注している真昼岳林道改良工事を施工中であり、8月完成予定である。

ウ 契約対象工事に関連する手持工事の状況

東北地方整備局湯沢河川国道事務所長が発注している雄物川上流大川端地区築堤工事、及び同所長発注の雄物川上流皆瀬川地区河川維持工事を施工中である。

エ 契約対象工事箇所と入札者の事務所・倉庫等との地理的条件

当該工事箇所へは、本社から約40km、所要時間は45分、資材倉庫からは約39km、所要時間は43分である。

オ 手持資材等の状況

当該工事で使用する資材等については、ほぼ手持ちとして確保できており、敷鉄板の不足分については、リースで対応する。

カ 資材購入先及び購入先と入札者との関係

当該工事で使用する落石防止網資材の購入先とは従来からの協力会社であり、適正な品質及び価格等に最大限の協力を得ることができる。

キ 手持機械数の状況

当該工事で使用する機械は、自社保有の機械と取引のある協力会社からのリースを予定している。

ク 労務者等の具体的供給見通し

土木一般世話役、法面工、一般運転手等予定されている労務者は全て協力会社で雇用する社員により配置を計画している。

ケ 過去に施工した工事名及び発注者

秋田森林管理署長が発注した林道・治山工事等のほか、国土交通省湯沢河川国道事務所長、東北農政局長、東北農政局平鹿平野農業水利事務所長、秋田県知事、秋田県南旭川水系土地改良区長及び横手市長などが発注する公共工事等を実施している。

コ 過去に受けた低入札価格調査の状況

- ①秋田森林管理署長が発注した黒滝沢作業道新設工事（契約、工事成績評点：80点）
- ②秋田森林管理署長が発注した真木林道改良工事（契約、工事成績評点：89点）

サ 安全管理体制

無事故、無災害で完工することを最大の目標とし、目標達成のため効果的な安全衛生計画の策定及び確実な実施により、現場全体の安全意識を高め、目標達成に邁進する。

安全巡視員により毎日1回以上安全巡視を行い、本社安全衛生管理者による現場安全衛生パトロールを週1回行う。また、安全訓練計画表に基づき、毎月1回以上安全教育・訓練を行い、現場安全等を効果的に実施して安全意識の高揚を図り、労働災害の未然防止に努める。

シ 経営内容

自己資本額、資産、経常利益額、売上高（完成工事高）等については特に問題は確認されない。

2 関係機関への照会

ア 過去に施工した事業の成績状況

国土交通省湯沢河川国道事務所及び横手市に聞き取りしたところ、検査も合格であり、何も問題はなかったとのことである。

秋田県平鹿地域振興局に聞き取りしたところ、工事成績評点のとおりであるとのことである。

7月15日(木) 業務第二課長が電話による聞き取り。

イ 経営状況（取引金融機関、保証会社等）

秋田銀行横手駅前支店に聞き取りしたところ、当行での取引に特に問題ないとのことである。

7月14日(火) 総務課長が電話による聞き取り。

ウ 信用状態（建設業法等違反の有無、賃金不払い及び下請代金の支払遅延状況等の有無）

横手労働基準監督署へ法的な違反の有無、賃金不払い及び下請代金の支払遅延状況等の有無を問い合わせたところ、公表していないとのことである。

7月14日(火) 総務課長が電話による聞き取り。

エ その他必要な事項

特になし

3 調査結果に対する意見

本件について調査した結果は以下のとおりである。

本件低入札の調査にあたっては、工事が確実に履行され、法律に基づく掛金等が確実に支払われるかという観点で調査を行った。

また、特に積算額が設計額と乖離している項目について確認精査した。

- 1 直接工事の内訳について、乖離の大きいのは落石防止網資材費である。  
これは、購入先予定業者が協力会社であるため、有利な価格で購入出来ることを確認した。
- 2 現場管理費の内訳については、現場代理人及び主任技術者に関する法定福利費（労災、雇用、健康、厚生等）が計上されていることを確認した。
- 3 一般管理費の内訳については、本工事に使用する最低限の費用が計上されていることを確認した。

以上のことから、本件については積算内訳書の内容、工事实績、施工体制、安全管理体制及び会社の経営状況等を総合的に判断した結果、本工事については契約内容に適合した工事が期間内に履行出来ると認められる。

なお、事情聴取については、署長、総務課長、業務第二課長及び土木係長が横手建設株式会社 取締役土木営業部長 松川長悦氏及び営業部次長 高橋吉雄氏に対し行ったものである。